高等教育の修学支援新制度についてくわしくはこちら
https://www.mext.go.jp/kyufu/index.htm

## ■ 国による高等教育の修学支援新制度（授業料減免・給付奨学金）

国の高等教育の修学支援新制度は、経済的な理由で学び続けることをあきらめずにすむよう【日本学生支援機構による給付奨学金】と【大学の授業料減免】により、意欲のある学生のみなさんの「学び」を支える制度です。令和7年度から多子世帯（扶養する子どもの数が3人以上の世帯）の学生は所得制限なく減免される制度も始まりました。日本学生支援機構の給付奨学金を申し込み採用になることで、授業料減免が適用されます。

※授業料減免は年間上限70万円です。授業料が全額無償となる制度ではありません。
※所得制限はありませんが、資産要件があります。
※多子世帯とは、生計維持者が扶養する子どもが3人以上の世帯です。子どもが3人以上でも、就職やアルバイト等で扶養から外れている場合はカウントされません。

| 対象 | 募集時期※1 | 適用期間※2 | 内容 |
|---|---|---|---|
| 全学年 | ［前期］4月頃<br>［後期］9月頃 | 最短の修業年限の終期まで<br>※継続審査あり | 日本学生支援機構の定める成績および家計基準を満たしている者に対し、給付奨学金の支給・授業料減免の適用を行う。 |

※1）給付奨学金と授業料減免は同時に申請が必要。多子世帯の授業料減免希望者も、日本学生支援機構の給付奨学金の申請が必要。
※2）給付奨学金が廃止・停止になった場合、多子世帯に該当しなくなった場合は、適用外になります（毎年審査あり）。

〈支援内容〉

| 対象 | 条件 | 1子・2子世帯 区分 | 給付奨学金※3 | | 授業料減免 | 多子世帯※2 区分 | 給付奨学金※3 | | 授業料減免 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 全学年※1 | 【1子・2子世帯】住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の者<br>【多子世帯】※2多子世帯に該当する世帯の者<br>全て成績審査あり | 第Ⅰ区分 | 自宅 | 3万8,300円（4万2,500円） | 70万円 | 第Ⅰ区分（多子世帯） | 自宅 | 3万8,300円（4万2,500円） | 70万円 |
| | | | 自宅外 | 7万5,800円 | | | 自宅外 | 7万5,800円 | |
| | | 第Ⅱ区分 | 自宅 | 2万5,600円（2万8,400円） | 第Ⅰ区分の3分の2 | 第Ⅱ区分（多子世帯） | 自宅 | 2万5,600円（2万8,400円） | 70万円 |
| | | | 自宅外 | 5万600円 | | | 自宅外 | 5万600円 | |
| | | 第Ⅲ区分 | 自宅 | 1万2,800円（1万4,200円） | 第Ⅰ区分の3分の1 | 第Ⅲ区分（多子世帯） | 自宅 | 1万2,800円（1万4,200円） | 70万円 |
| | | | 自宅外 | 2万5,300円 | | | 自宅外 | 2万5,300円 | |
| | | － | － | | － | 第Ⅳ区分（多子世帯） | 自宅 | 9,600円（1万700円） | 70万円 |
| | | | | | | | 自宅外 | 1万9,000円 | |
| | | － | － | | － | 多子世帯 | － | | 70万円 |

※1）進学する前年度の春以降に、在学する高等学校で募集の案内があります。 ※2）生計維持者が扶養する子どもの数が3人以上の世帯。 ※3）生活保護世帯及び児童養護施設等から通学する人はカッコ内の金額。
※採用後も、年に1回家計による見直しがあります。区分が変更となる場合や、給付・授業料減免の適用外になる場合があります。多子世帯に該当しなくなった場合も、適用外となります。
※年に1回、学業成績による適格認定があります。学業成績が一定の基準に満たない場合、廃止や停止になることがあります。